



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

令和6年 新年のご挨拶

新年のご挨拶を申し上げますとともに、新年早々に発生した能登半島地震により被災された皆様にお見舞い申し上げます。また、昨年は世界各地での武力衝突により、世界中の国々が政治・経済に大きな影響を受けており、企業を取り巻く環境が不透明になっています。今年は少しでも解決に向けて進むことを願っています。

さて、今年の労働関係の法改正の主なものは4月の「時間外労働の2024年問題」と10月のパート・アルバイトの「社会保険適用拡大」があります。「2024年問題」といわれる建設業、自動車運転業務、医師などの業界で時間外労働の上限規制が4月1日より始まります。これまでは他の事業より猶予されていましたが、改正により就労時間が減少され、賃金の減少や働き手の不足が発生します。物流、建設などに影響される多くの業務で問題となる改正です。

また、10月にはパート・アルバイトへの「社会保険適用拡大」が予定されています。厚生年金被保険者51人以上の企業は①週20時間以上勤務②月額8万8千円以上の給与③昼間学生でない④2ヵ月を超える雇用見込、いずれの条件も満たす方を社会保険に加入させなければなりません。詳しくは別便、または当事務所の職員より情報提供させていただきますが、ご注意ください。

今年も社会保険労務士法人 吉田労務管理センターは皆様のお役に立てるよう精進してまいります。よろしく願いいたします。

所長 吉田 雅一

令和6年4月から労働条件明示ルールが変わります

令和6年4月以降の労働契約の締結・更新時に下記の労働条件明示事項が追加されます。

対象	明示事項の変更内容
すべての労働者	就業場所・業務の変更範囲
有期 契約 労働者	更新上限の有無と内容
	無期転換申込機会 無期転換後の労働条件

見本

労働条件通知書

令和 年 月 日

殿
事業所 所在地
名称
使用者 職氏名

雇用期間	1. 期間の定めなし 2. 期間の定めあり (年 月 日 ~ 年 月 日) 更新は次により判断する ①雇用期間満了時の業務量 ②会社の経営状況 ③貴方の能力・勤務成績・勤務態度 <u>(I) 更新上限の有無 (無・有〈更新 回まで/通算契約期間 年まで〉)</u> <u>(II) 無期契約への転換申込権の有無 (無・有〈本契約期間満了翌日から転換可能〉)</u> <u>(III) 無期契約転換をした場合の労働条件の変更の有無 (無・有〈別紙の通り〉)</u> 3. 期間満了をもって雇用を終了し、その後の更新はしない		
就業の場所	<u>(変更の範囲)</u> 全ての事業所	仕事の内容	<u>(変更の範囲)</u> 全ての業務
始業・終業の時刻	1. 始業・終業の時刻 始業 時 分 ・ 終業 時 分		週所定労働時間 時間 分
休憩時間	2. 休憩時間 分 []		
所定外労働	3. 所定時間外労働 [有 ・ 無]		
休日	・毎週 [曜日] その他 [] ・変形労働制の場合 [イ. 1年単位 日 ロ. その他]		
休暇	1. 年次有給休暇 6ヵ月継続勤務した場合 10日 2. その他の休暇 育児・介護休業、出産、慶弔休暇など、詳細は就業規則による。		
賃金	1. 基本賃金 イ. 月給 ロ. 日給 ハ. 時間給 [円] 2. 諸手当 [] 3. 時間外労働割増率 (月 60 時間以内) 1.25 (月 60 時間超) 1.50 法定休日の場合 1.35 深夜労働の場合は割増率 0.25 を加算する。 4. 賃金の締切・支払日 [毎月 日締切 ・ 毎月 日支払い] 5. 賃金の支払い方法 [現金 ・ 口座振込み] 6. 賃金支払時の控除 法令または労使協定に基づき所定の費用を控除する。 7. 賞与 [有 ・ 無] 8. 昇給 [有 ・ 無] 9. 退職金 [有 ・ 無]		
退職に関する事項	1. 定年制 [有 (歳) ・ 無] 定年後、本人の希望により 65 歳まで再雇用あり。 2. 自己都合退職手続 退職する 30 日以上前に届け出ること。 3. 次の各号の一に該当する場合は、30 日前に予告するかまたは、平均賃金の 30 日分を支給して解雇する。 ①精神または身体の故障・病弱その他の理由で業務に耐えられないとき ②勤務意欲または能力が低く、注意しても改善の見込みがないとき ③協調性がなく、しばしば指示・命令に従わないとき ④正当な理由なく遅刻・早退・欠勤が多く、労務提供が不完全であるとき ⑤事業の縮小その他会社のやむを得ない事由があるとき ⑥懲戒解雇に該当するとき、その他前各号に準ずるやむを得ないとき		
その他	1. 上記以外の労働条件については、法令または就業規則を適用する。 2. 上記の条件を変更するときは、変更後の条件に基づき新たに通知する。 3. 副業・兼業をするときは、必ず会社に所定の届出をすること。		